

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新庄市

2 構造改革特別区域の名称

飛躍に向けた新庄市みらい I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

新庄市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、山形県の北東部、最上地域のほぼ中心に位置し、四方を奥羽山脈と出羽山地の山々に囲まれた新庄盆地に拓かれた城下町で、美しい自然と折り目正しい四季の変化がある風土と実直温厚な人間性を育む田園都市である。

古くから交通の要衝であり、市の西南端を流れる最上川の舟運により日本海側と太平洋側を結ぶ物資輸送の拠点として栄えた。現在でも鉄道は、山形新幹線、奥羽本線、陸羽東・西線が交差する始発・終着駅であり、国道は山形県の大動脈 13 号線、47 号線が交差する交通の結節点であり「東北の十字路」となっている。そのため商業吸引力が強く、小売吸引率は県内 1 位であり、また、昼夜間人口比率も県内 1 位であり、かつ流入人口比率も高く、地域の産業・経済の中心を担っている。気候は典型的な内陸性気候であり、全国屈指の豪雪地帯でもある。

全都市住みよさランキングでは全国 115 位（全国 741 都市中）、県内 2 位の本市ではあるが、出生率の低下や社会流出の増大により人口の逡減傾向を示してきており、住民の流出に歯止めをかける定住施策が大きな課題となっている。平成 16 年度に実施した「新庄市民認識度調査」においても市民ニーズの一番高いものは雇用の確保となっており、平成 17 年度に策定する「第三次新庄市振興計画後期 5 箇年基本計画」においても、雇用の創出を念頭においた「飛躍に向けた魅力ある地域産業づくり」を 5 つの基本目標の一つに掲げ、若者に魅力ある雇用の場の確保のため、地場産業を振興し、地域の風土や環境にあった企業誘致を行うとともに I T 関連などの新産業の創出を目指している。

I T 関連産業は、今後も市場が拡大していくことが予想され、雇用の創出が最も期待できる分野であり、本市としても重点を置いて創設・誘致を目指している。この産業の発展は、人材の資質・技術・知識が占める割合が大きく、地域でいかに即戦力の人材を供給できるかにかかっている。そのため、地域における優秀な I T 人材を育成が必要で

あり、特定事業を実施し高度情報化社会を支える技術者を育成することにより、地域の情報化に寄与し、本市における産業の活性化、雇用の確保・拡大に結びつけるものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

世界規模で急速に発展する高度情報化の進展は、経済活動や市民生活において、地域・時間・空間を超えた活動を可能にし、新たな産業の振興や、保健・福祉・医療や生活文化、環境、教育などの様々な分野で市民生活の向上をもたらすものであり、その活用が求められている。

国においても、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を制定し、IT戦略本部を内閣に設置し世界最先端のIT国家の実現を目指す国家戦略「e-Japan戦略」を打ち出している。また、行政分野へのITの活用により国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため電子政府の構築を目指す国の動きに連動し、本市においても、誰もが公平にITの恩恵を享受できる観点から平成14年7月に「新庄市行政情報化基本計画」を策定し、電子自治体を構築するための基盤整備や行政情報システム、市民サービスの効率化・高度化の推進を図っている。

このような社会情勢を踏まえて豊かな高度情報化社会を構築するためには、また、本市の重要課題の一つである産業の活性化、雇用の確保・拡大、新産業の創出を図るためには、IT技術者の育成・確保をはかり、IT利活用の技術の向上を図るとともに市民全体の情報利活用の知識の底上げを図るなどの裾野を拡大することが必要である。そのため、本市では特定事業を行うことにより、地域情報化に貢献する人材の育成・輩出を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

地域唯一の情報教育機関である新庄コンピュータ専門学校において、特定事業を行うことにより受験者の負担が軽減されるなどの資格取得に際し有利な環境が整い、これまで県外の情報関係学校等へ進学していた優秀な学生を確保することができる。履修計画に沿ったカリキュラムでゆとりをもって効率的な学習、技能習得を行うことにより、試験合格者を増やすことができる。

当該学校においては、県内での就職を希望する学生の割合が高く、IT資格者が地域産業に就職することにより、若者の地域定着化を図る。そして、IT資格者が地域に増えることにより、地域IT産業の拡大・誘致が推進され、本市の産業の活性化、雇用の確保・拡大に結びつけることを目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域産業のIT活用による活性化

地域産業において、情報技術に関する一定の知識・技術を持つ人材は必要不可欠であり、今後ますます重要となってくることが予想される。地域社会へ送り出したIT人材が、地域情報化のリーダーとなり、経済活動をはじめ様々な分野で活躍することにより、地域産業の活性化が図られる。

(2) 若年者の就業支援

今日の産業界においては、「パソコンを使える」、「ITの知識がある」という事だけでは不足であり、IT技術を駆使して業務を改善していくリーダー的役割を担う人材が求められている。資格を取得することは、就職の際に有利となる大きな武器であり、資質の向上にもつながるものである。この特定事業を行うことにより、より高い就職率の実現を目指し、若者の自己啓発を促し、IT人材の育成機関として貢献するものである。

8 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 新庄市行政情報化基本計画の施策推進

行政事務の効率化・高度化を図るため、また、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応する質の高い行政サービスを提供するため、ITを活用した行政情報システムを導入し、①総合行政ネットワーク、地域公共ネットワークに対応した電子自治体構築のための基盤整備、②データベース、地理情報システムの整備による庁内事務の効率化・高度化、③住民基本台帳ネットワーク、戸籍、公共施設予約システムの導入による市民サービスの提供などの施策を推進し、透明感のある開かれた市政の実現を目指す。

(2) 第三次新庄市振興計画後期5箇年基本計画の策定・推進

本市の将来像である自然環境の恵み、人と人との豊かなふれあいがあり、質の高い都市機能と快適性と利便性に秀でた居住環境を持つ「田園都市」を実現するために、①にぎわいと交流のまちづくり、②安心して暮らせる安全で快適な生活環境づくり、③飛躍に向けた魅力ある地域産業づくり、④新しい文化を創造する人づくり、⑤環境にやさしい地域づくりを5つの基本目標としている。とりわけ、市民ニーズが高い雇用開発と労

働環境の整備については、若者に魅力のある雇用の場の確保、就業機会の確保のため、地場産業を振興し、地域の風土や環境にあった企業誘致を行うとともに新産業の創出を目指す施策を推進し、定住人口の増加を図る。

(3) 就労対策事業の実施

若者を中心とした求職者の雇用を確保するために、公共職業安定所、高等学校等と連携し、ふるさと就職相談会、就職面談会、企業視察などを開催し、職業生活の安定を図るため職業能力開発、職業訓練を実施する。また、労働者の地位向上、勤労意欲の増進のため福利厚生事業、法律相談会、従業員表彰などを実施する。

1 特定事業の名称

1131(1143)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人最上広域コア学園 新庄コンピュータ専門学校

住所 山形県新庄市十日町6162-11

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

①経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

別添参照

②修了認定の基準

当該認定に係る講座に3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対して当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

③修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する試験問題を使用し、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に1回、試験を実施する。試験会場は当該講座が実施される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関

する共通的知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得るとともに、認定講座の内容変更、追加設置が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

1 特定事業の名称

1132(1144)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人最上広域コア学園 新庄コンピュータ専門学校

住所 山形県新庄市十日町6162-11

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

①経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

別添参照

②修了認定の基準

当該認定に係る講座に3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対して当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

③修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する試験問題を使用し、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に1回、試験を実施する。試験会場は当該講座が実施される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニ

ーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得るとともに、認定講座の内容変更、追加設置が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。